

道路特定財源確保に向け 意見書提出

道路特定財源とは、国民生活に必要な道路整備の予算を、ガソリン税や、自動車重量税など、道路を利用する人が負担する制度です。

これらの税率は、昭和49年以来、道路整備の予算不足を補うため、暫定（臨時）的に約2倍の税率が課せられています。

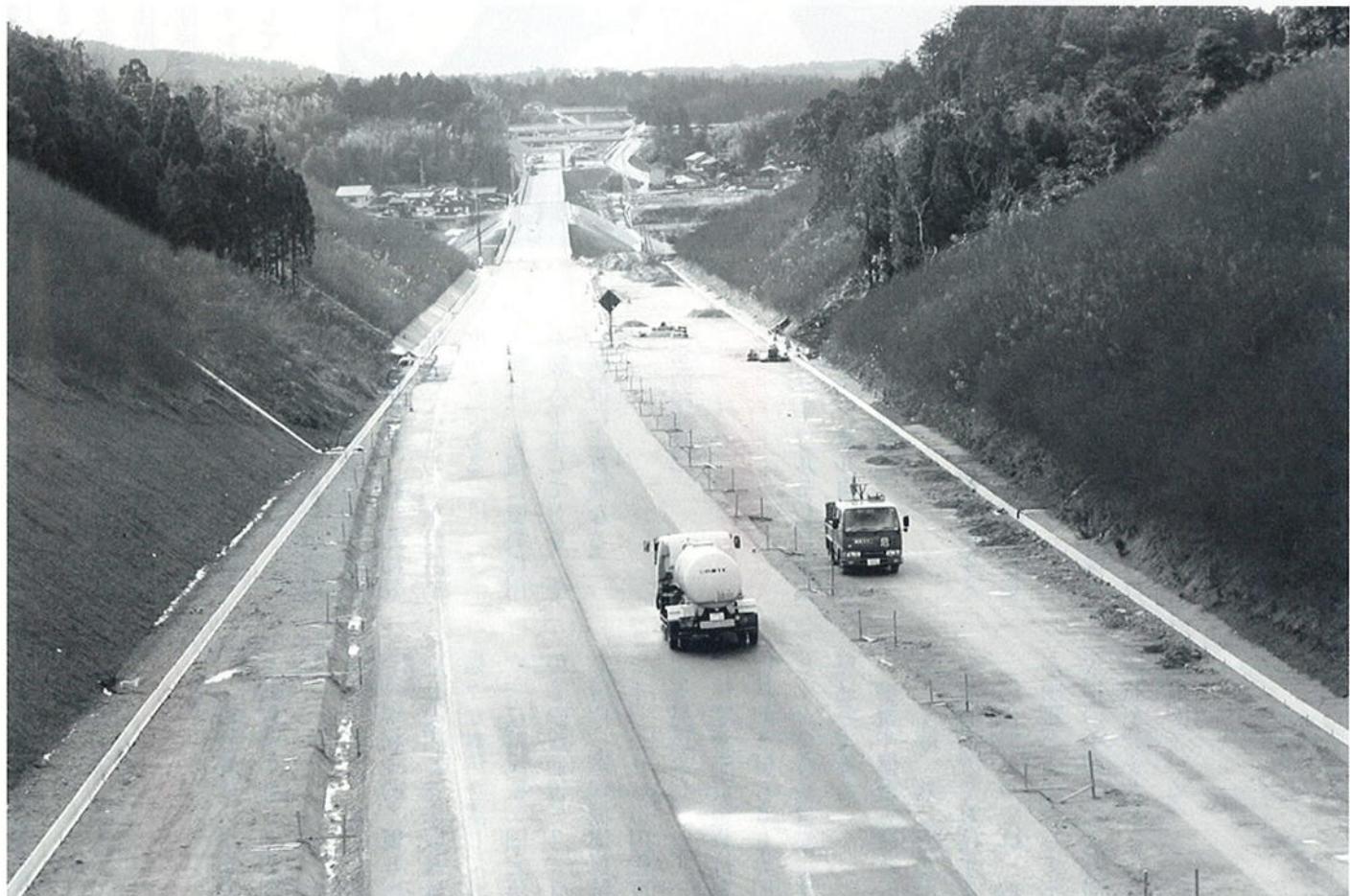
現在、急騰する原油高に国民生活は苦しんでおり、暫定税率の撤廃を求める声も多数上がっています。

先の臨時国会以降、様々な議論がなされていますが、大山町議会は、道路整備の遅れている地方の生活を守るために、道路整備の予算確保が最も重要な課題と判断し、鳥取県、県内市町村と連帯し、右意見書を国に提出することを賛成多数で可決しました。

道路特定財源の確保に関する意見書（概略）

- 1 道路特定財源については、暫定税率を向こう10年間維持し、地方の道路整備の実態を踏まえ、全て道路整備に充当すること。
- 2 遅れている地方の道路整備に重点投資するため、道路特定財源の傾斜配分を行うこと。あわせて、地方の道路財源措置を充実すること。
- 3 老朽化橋梁など、道路施設の維持管理・補修に、道路特定財源を重点配分すること。

宛先 内閣総理大臣他



ようやく名和まで伸びた山陰道